

**一般社団法人 福島県理学療法士会  
局および委員会の運営規程、一覧**

作成日：令和元年10月 1日

令和2年 9月19日（一部改定）

## 目次

・ 学術・研修局	・ ・ ・ ・ ・	p 3、4
・ 公益事業局	・ ・ ・ ・ ・	p 5、6
・ 支部調整局	・ ・ ・ ・ ・	p 7、8
・ 事務局	・ ・ ・ ・ ・	p 9、10
・ 財務局	・ ・ ・ ・ ・	p 11、12
・ 倫理・安全委員会	・ ・ ・ ・ ・	p 13、14
・ 広報・渉外委員会	・ ・ ・ ・ ・	p 15、16
・ 会報誌編集委員会	・ ・ ・ ・ ・	p 17、18
・ 職能委員会	・ ・ ・ ・ ・	p 19、20
・ 表彰委員会	・ ・ ・ ・ ・	p 21、22
・ 活性化委員会	・ ・ ・ ・ ・	p 23、24
・ 訪問リハビリテーション委員会	・ ・	p 25、26
・ 定款細則審議委員会	・ ・ ・ ・ ・	p 27、28
・ 災害支援対策委員会	・ ・ ・ ・ ・	p 29、30
・ 政治参加検討委員会	・ ・ ・ ・ ・	p 31、32
・ 地域包括ケア推進委員会	・ ・ ・ ・ ・	p 33、34
・ 企画推進委員会	・ ・ ・ ・ ・	p 35、36
・ メディカルサポート委員会	・ ・ ・ ・	p 37、38
・ COVID19 対策委員会	・ ・ ・ ・ ・	p 39、40

## 学術・研修局 運営規程

(目的)

### 第1条

この規程は、一般社団法人福島県理学療法士会定款第52条および一般社団法人福島県理学療法士会定款細則に基づき、学術・研修局の運営に関して必要な事項を定めることとする。学術・研修局は、会員の学術活動を促進し、主に研修会や学会を通して最新の知識を提供するだけでなく、人材育成、人間力の強化を行うことで、日々の臨床に貢献することを目的とする。

(局の構成)

### 第2条

- 1 学術・研修局には、学術誌編集部、外部団体研修運営部、研修企画部、IT推進部、生涯学習部を置く。
- 2 学術・研修局は、局長、部長、会計、また部(局)員で構成する。

(局長)

### 第3条

- 1 一般社団法人福島県理学療法士会定款第52条第1項に基づき、理事会が社員のなかから局長を任免する。
- 2 局長は、一般社団法人福島県理学療法士会学術局運営規程に基づいて活動し局の職務を遂行する。
- 3 局長は、一般社団法人福島県理学療法士会学術局運営規程に基づいて、局事業計画および局の予算案を立案し、理事会に報告し、承認を受けなければならない。
- 4 局長は、担当理事又は理事会に対して、定期的に局の事業活動報告を行わなければならない。
- 5 局長は、当該局の年度事業計画に無い新たな事業等を行おうとする場合は、担当理事とともに起案書を作成して理事会に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(部長)

### 第4条

- 1 各部に部長を置く
- 2 部長は、局長が社員の中から理事会へ推薦し、理事会が任免する。
- 3 部長は、局長および担当理事に対して、定期的に部の活動報告を行わなければならない。
- 4 部長は、部の事業計画に無い新たな事業等を行おうとする場合は、局長とともに起案書を作成して担当理事の承認を得なければならない。
- 5 部長は、部局に関する情報を把握し部局員への情報伝達と意見の把握を行い、部局の会務を執行する。

(活動)

### 第5条

学術・研修局の活動は、以下に記載する。

学術誌編集部

- 1 「福島県理学療法」の発行(1回/年)

- 2 福島県理学療法士における査読者及び執筆者の管理、投稿・執筆規定の改定
- 3 その他学術誌編集に関する活動

#### 外部団体研修運営部

- 1 臨床実習指導者講習会の運営補助及び情報提供
- 2 外部団体主催の研修会の運営補助及び指導

#### 研修会企画部

- 1 福島県理学療法士学術集会の開催支援
- 2 福島県理学療法士会主催研修会の企画・開催・運営及び、福島県開催の日本理学療法協会主催研修会の補助
- 3 福島県理学療法士会認定・専門理学療法士の情報公開
- 4 福島県理学療法士会認定研究学術団体の管理
- 5 その他研修企画に関する活動

#### IT 推進部

- 1 Web 研修会の企画及び運営補助
- 2 IT 活用に必要な環境の設定と人材育成

#### 生涯学習部

- 1 日本理学療法士協会生涯学習部との情報の授受
- 2 日本理学療法士協会ホームページ等への福島県理学療法士会主催研修会への登録
- 3 研修会における参加者、講師へのポイント付与
- 4 生涯学習に関する会員への情報提供

(その他)

#### 第6条

旅費・行動費ならび会議費等は、一般社団法人福島県理学療法士会旅費・行動費ならびに会議費規程に準ずる。

#### 附則

- 1 この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。
- 2 この規程は令和元年10月1日より施行する。
- 3 この規程は令和2年9月19日より施行する。(一部改定)

## 公益事業局 運営規程

(目的)

### 第1条

この規程は、一般社団法人福島県理学療法士会定款第52条および一般社団法人福島県理学療法士会定款細則に基づき、公益事業局の運営に関して必要な事項を定めることとする。公益事業局は、公益事業に関する情報収集を行い、福島県民の健康の増進、障害や疾病の予防のため、各地域で行われる公益事業活動への参加や派遣調整、また必要かつ有益な事業を企画・立案し公益事業活動の推進を目的とする。

(局の構成)

### 第2条

- 1 公益事業局には、事業推進部を置く。
- 2 公益事業局は、局長および事業推進部長、また部員で構成する。

(局長)

### 第3条

- 1 一般社団法人福島県理学療法士会定款第52条第1項に基づき、理事会が社員のなかから局長を任免する。
- 2 局長は、一般社団法人福島県理学療法士会公益事業局運営規程に基づいて活動し、局の職務を遂行する。
- 3 局長は、一般社団法人福島県理学療法士会公益事業局運営規程に基づいて、局事業計画および局の予算案を立案し、理事会に報告し、承認を受けなければならない。
- 4 局長は、担当理事又は理事会に対して、定期的に局の事業活動報告を行わなければならない。
- 5 局長は、当該局の年度事業計画に無い新たな事業等を行おうとする場合は、担当理事とともに起案書を作成して理事会に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(部長)

### 第4条

- 1 各部に部長を置く
- 2 部長は、局長が社員の中から理事会へ推薦し、理事会が任免する。
- 3 部長は、局長又は担当理事に対して、定期的に部の活動報告を行わなければならない。
- 4 部長は、部の事業計画に無い新たな事業等を行おうとする場合は、局長とともに起案書を作成して担当理事の承認を得なければならない。
- 5 部長は、部局に関する情報を把握し部局員への情報伝達と意見の把握を行い、部局の会務を執行する。

(活動)

### 第5条

公益事業局の活動は、以下に記載する。

## 事業推進部

- 1 一般の福島県民に向けた健康増進活動の企画・運営・開催
- 2 各地域で行われている健康祭りや各種イベントへの参加
- 3 健康増進事業や介護予防事業等に向けて理学療法士の推薦・派遣
- 4 理学療法士の広報および普及啓発活動の企画・運営・開催
- 5 その他公益事業に関する活動

(その他)

## 第6条

旅費・行動費ならび会議費等は、一般社団法人福島県理学療法士会旅費・行動費ならびに会議費規程に準ずる。

## 附則

- 1 この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。
- 2 この規程は令和元年10月1日より施行する。  
この規程は令和2年 9月19日より施行する。(一部改定)

## 支部調整局 運営規程

(目的)

### 第1条

この規程は、一般社団法人福島県理学療法士会定款第52条および一般社団法人福島県理学療法士会定款細則に基づき、支部調整局の運営に関して必要な事項を定めることとする。支部調整局は、理事会及び各支部間の連携についての調整を図り、各支部活動を総括するとともに、支部活動に関する情報を把握し、各支部長への情報伝達及び各支部からの意見の集約等を行い支部の活動が円滑に行われるように支援することを目的とする。

(局の構成)

### 第2条

支部調整局は、理事会選出の支部調整局長と県内6支部(支部長、副支部長、支部事務長)で構成される。

(局長)

### 第3条

- 1 一般社団法人福島県理学療法士会定款第52条第1項に基づき、理事会が社員のなかから局長を任免する。
- 2 局長は、一般社団法人福島県理学療法士会支部調整局運営規程に基づいて活動し、局の職務を遂行する。
- 3 局長は、一般社団法人福島県理学療法士会支部調整局運営規程に基づいて、局事業計画および局の予算案を立案し、理事会に報告し、承認を受けなければならない。
- 4 局長は、担当理事又は理事会に対して、定期的に局の事業活動報告を行わなければならない。
- 5 局長は、当該局の年度事業計画に無い新たな事業等を行おうとする場合は、担当理事とともに起案書を作成して理事会に提出し、理事会の承認を得なければならない

(支部長)

### 第4条

- 1 各支部に支部長を置く
- 2 支部長は、局長又は担当理事に対して、定期的に支部の活動報告を行わなければならない。
- 3 支部長は、支部の事業計画に無い新たな事業等を行おうとする場合は、局長とともに起案書を作成して担当理事の承認を得なければならない。
- 4 支部長は、支部に関する情報を把握し支部役員への情報伝達と意見の把握を行い、支部の会務を執行する。

(活動)

### 第5条

支部調整局の活動は、以下に記載する。

- 1 支部役職者会議の企画・運営

- 2 支部長、理事会意見交換会の企画・運営
- 3 福島県理学療法士会拡大会議の企画・運営
- 4 各支部の会議や活動等への参加
- 5 その他支部調整に関する活動

(その他)

#### 第6条

旅費・行動費ならび会議費等は、一般社団法人福島県理学療法士会旅費・行動費ならびに会議費規程に準ずる。

#### 附則

- 1 この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。
- 2 この規程は令和元年10月1日より施行する。



## 事務局 運営規程

(目的)

### 第1条

この規程は、一般社団法人福島県理学療法士会定款第52条および一般社団法人福島県理学療法士会定款細則に基づき、事務局の運営に関して必要な事項を定めることとする。事務局は、本会の事務に関する業務全般、事務に関する情報の把握と各局・委員会・支部ならびに会員への情報伝達と意見の把握、行政や関連団体の窓口としての事務業務を円滑に執行することを目的とする。

(局の構成)

### 第2条

- 1 事務局には、総務部、会員管理部、福利厚生部を置く。
- 2 事務局は、局長、部長、また部(局)員で構成する。

(局長)

### 第3条

- 1 一般社団法人福島県理学療法士会定款第52条第1項に基づき、理事会が社員のなかから局長を任免する。
- 2 局長は、一般社団法人福島県理学療法士会事務局運営規程に基づいて活動し局の職務を遂行する。
- 3 局長は、一般社団法人福島県理学療法士会事務局運営規程に基づいて、局事業計画および局の予算案を立案し、理事会に報告し、承認を受けなければならない。
- 4 局長は、担当理事又は理事会に対して、定期的に局の事業活動報告を行わなければならない。
- 5 局長は、当該局の年度事業計画に無い新たな事業等を行おうとする場合は、担当理事とともに起案書を作成して理事会に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(部長)

### 第4条

- 1 各部に部長を置く
- 2 部長は、局長が社員の中から理事会へ推薦し、理事会が任免する。
- 3 部長は、局長および担当理事に対して、定期的に部の活動報告を行わなければならない。
- 4 部長は、部の事業計画に無い新たな事業等を行おうとする場合は、局長とともに起案書を作成して担当理事の承認を得なければならない。
- 5 部長は、部局に関する情報を把握し部局員への情報伝達と意見の把握を行い、部局の会務を執行する。

(活動)

### 第5条

事務局の活動は、以下に記載する。

- 1 会務にかかわる事務、経理
- 2 会員管理事務

- 3 行政、関連団体の窓口業務
- 4 福利厚生に関する事務
- 5 その他事務業務に関する活動

(その他)

#### 第6条

旅費・行動費ならび会議費等は、一般社団法人福島県理学療法士会旅費・行動費ならびに会議費規程に準ずる。

#### 附則

- 1 この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。
- 2 この規程は令和元年10月1日より施行する。

## 財務局 運営規程

(目的)

### 第1条

この規程は、一般社団法人福島県理学療法士会定款第52条および一般社団法人福島県理学療法士会定款細則に基づき、財務局の運営に関して必要な事項を定めることとする。財務局は、財務に関する情報を把握し当会財務の健全な運営のため、会員への情報伝達と意見の把握、予算書及び決算書を作成し、財務管理活動を推進することを目的とする。

(局の構成)

### 第2条

- 1 財務局には、財務部を置く。
- 2 財務局は、局長また部(局)員で構成する。

(局長)

### 第3条

- 1 一般社団法人福島県理学療法士会定款第52条第1項に基づき、理事会が社員のなかから局長を任免する。
- 2 局長は、一般社団法人福島県理学療法士会財務局運営規程に基づいて活動し、局の職務を遂行する。
- 3 局長は、一般社団法人福島県理学療法士会財務局運営規程に基づいて、局事業計画および局の予算案を立案し、理事会に報告し、承認を受けなければならない。
- 4 局長は、担当理事又は理事会に対して、定期的に局の事業活動報告を行わなければならない。
- 5 局長は、当該局の年度事業計画に無い新たな事業等を行おうとする場合は、担当理事とともに起案書を作成して理事会に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(部長)

### 第4条

- 1 各部に部長を置く
- 2 部長は、局長が社員の中から理事会へ推薦し、理事会が任免する。
- 3 部長は、局長および担当理事に対して、定期的に部の活動報告を行わなければならない。
- 4 部長は、部の事業計画に無い新たな事業等を行おうとする場合は、局長とともに起案書を作成して担当理事の承認を得なければならない。
- 5 部長は、部局に関する情報を把握し部局員への情報伝達と意見の把握を行い、部局の会務を執行する。

(活動)

### 第5条

財務局の活動は、以下に記載する。

- 1 財務に関する情報の把握

- 2 会員への情報伝達と意見の把握
- 3 予算書及び決算書の作成と情報開示
- 4 その他財務に関する活動

(その他)

#### 第6条

旅費・行動費ならび会議費等は、一般社団法人福島県理学療法士会旅費・行動費ならびに会議費規程に準ずる。

#### 附則

- 1 この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。
- 2 この規程は令和元年10月1日より施行する。

## 倫理・安全委員会 運営規程

(目的)

### 第1条

この規程は、一般社団法人福島県理学療法士会定款第52条および一般社団法人福島県理学療法士会定款細則に基づき、倫理・安全委員会の運営に関して必要な事項を定めることを目的とする。

### 第2条

倫理・安全委員会は、理事会で発案し、総会において承認された倫理・安全委員会の設置理由及び方針に基づいて活動する。

(委員会の設置理由)

### 第3条

倫理・安全委員会は、一般社団法人福島県理学療法士会における倫理・安全に関する情報を把握し、会員への情報伝達と意見の把握、研修会等を行い、倫理・安全活動を推進のための委員会として設置する。

(委員会の構成)

### 第4条

倫理・安全委員会は、委員長及び委員で構成する。

(委員長)

### 第5条

- 1 委員長は、理事会が一般社団法人福島県理学療法士会社員の中から任免する。
- 2 委員長は、一般社団法人福島県理学療法士会倫理・安全委員会運営規程又は理事会の決議した方針に基づいて、委員と共に委員会の職務を遂行する。
- 3 委員長は、一般社団法人福島県理学療法士会倫理・安全委員会運営規程に基づいて、委員会事業計画および委員会の予算案を立案し、理事会に報告し、承認を受けなければならない。
- 4 委員長は、担当理事又は理事会に対して定期的に委員会の事業活動報告を行わなければならない。
- 5 委員長は、理事会に承認を受けた委員会事業計画以外に新たな活動を行おうとする場合は、起案書を作成して担当理事に報告し、理事会の承認を得なければならない。
- 6 委員長は、委員会に関する情報を把握し委員への情報伝達と意見の把握を行い、委員会の会務を執行する。

(活動)

### 第6条

倫理・安全委員会の活動は、以下に記載する。

- 1 倫理・安全に関する情報収集、会員への情報伝達と意見の把握
- 2 倫理・安全に関する研修会の企画・運営・開催
- 3 その他倫理・安全に関する活動

(その他)

第7条

旅費・行動費ならび会議費等は、一般社団法人福島県理学療法士会旅費・行動費ならびに会議費規程に準ずる。

附則

- 1 この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。
- 2 この規程は令和元年10月1日より施行する。

## 広報渉外委員会 運営規程

(目的)

### 第1条

この規程は、一般社団法人福島県理学療法士会定款第52条および一般社団法人福島県理学療法士会定款細則に基づき、広報渉外委員会の運営に関して必要な事項を定めることを目的とする。

### 第2条

広報渉外委員会は、理事会で発案し、総会において承認された広報渉外委員会の設置理由及び方針に基づいて活動する。

(委員会の設置理由)

### 第3条

広報渉外委員会は、一般社団法人福島県理学療法士会における広報・渉外に関する情報を収集、把握し、理学療法の普及のため、会員以外への情報伝達と会員外からの意見の把握、公益事業、学術活動、及び理学療法関連情報伝達を行う。また理学療法士会活動等の広報や関係機関・他団体との渉外活動や他団体への講師派遣協力事業等を行い、広報・渉外活動を推進するための委員会を設置する。

(委員会の構成)

### 第4条

広報渉外委員会は、委員長及び委員で構成する。

(委員長)

### 第5条

- 1 委員長は、理事会が一般社団法人福島県理学療法士会社員の中から任免する。
- 2 委員長は、一般社団法人福島県理学療法士会広報渉外委員会運営規程又は理事会の決議した方針に基づいて、委員と共に委員会の職務を遂行する。
- 3 委員長は、一般社団法人福島県理学療法士会広報渉外委員会運営規程に基づいて、委員会事業計画および委員会の予算案を立案し、理事会に報告し、承認を受けなければならない。
- 4 委員長は、担当理事又は理事会に対して定期的に委員会の事業活動報告を行わなければならない。
- 5 委員長は、理事会に承認を受けた委員会事業計画以外に新たな活動を行おうとする場合は、起案書を作成して担当理事に報告し、理事会の承認を得なければならない。
- 6 委員長は、委員会に関する情報を把握し委員への情報伝達と意見の把握を行い、委員会の会務を執行する。

(活動)

### 第6条

広報渉外委員会の活動は、以下に記載する。

- 1 ホームページやSNS、メーリングリスト等を活用した情報発信活動
- 2 外部からの情報収集や内部での情報共有活動

- 3 他団体などとの渉外活動、営業活動の実施
- 4 その他広報渉外に関する活動

(その他)

#### 第7条

旅費・行動費ならび会議費等は、一般社団法人福島県理学療法士会旅費・行動費ならびに会議費規程に準ずる。

#### 附則

- 1 この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。
- 2 この規程は令和元年10月1日より施行する。



## 会報誌編集委員会 運営規程

(目的)

### 第1条

この規程は、一般社団法人福島県理学療法士会定款第52条および一般社団法人福島県理学療法士会定款細則に基づき、会報誌編集委員会の運営に関して必要な事項を定めることを目的とする。

### 第2条

会報誌編集委員会は、理事会で発案し、総会において承認された会報誌編集委員会の設置理由及び方針に基づいて活動する。

(委員会の設置理由)

### 第3条

会報誌編集委員会は、会報誌編集に関係する情報等を把握・管理し、会員の情報格差是正ならびに本会活動記録情報の共有・保管のため、会員への情報伝達と意見の把握、各研究会・委員会・部局・公益活動等への協力・支援および刊行物の発行等を行い、会報誌編集活動を推進する目的のため、委員会を設置する。

(委員会の構成)

### 第4条

会報誌編集委員会は、委員長及び委員で構成する。

(委員長)

### 第5条

- 1 委員長は、理事会が一般社団法人福島県理学療法士会社員の中から任免する。
- 2 委員長は、一般社団法人福島県理学療法士会会報誌編集委員会運営規程又は理事会の決議した方針に基づいて、委員と共に委員会の職務を遂行する。
- 3 委員長は、一般社団法人福島県理学療法士会会報誌編集委員会運営規程に基づいて、委員会事業計画および委員会の予算案を立案し、理事会に報告し、承認を受けなければならない。
- 4 委員長は、担当理事又は理事会に対して定期的に委員会の事業活動報告を行わなければならない。
- 5 委員長は、理事会に承認を受けた委員会事業計画以外に新たな活動を行おうとする場合は、起案書を作成して担当理事に報告し、理事会の承認を得なければならない。
- 6 委員長は、委員会に関する情報を把握し委員への情報伝達と意見の把握を行い、委員会の会務を執行する。

(活動)

### 第6条

会報誌編集委員会の活動は、以下に記載する。

- 1 会報誌作成のための情報収集と発行
- 2 その他会報誌に関する活動

(その他)

#### 第7条

旅費・行動費ならび会議費等は、一般社団法人福島県理学療法士会旅費・行動費ならびに会議費規程に準ずる。

#### 附則

- 1 この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。
- 2 この規程は令和元年10月1日より施行する。

## 職能委員会 運営規程

(目的)

### 第1条

この規程は、一般社団法人福島県理学療法士会定款第52条および一般社団法人福島県理学療法士会定款細則に基づき、職能委員会の運営に関して必要な事項を定めることを目的とする。

### 第2条

職能委員会は、理事会で発案し、総会において承認された職能委員会の設置理由及び方針に基づいて活動する。

(委員会の設置理由)

### 第3条

職能委員会は、一般社団法人福島県理学療法士会における、職能に関する情報を把握し、理学療法士の社会的地位の向上と職域確保のため、会員への情報伝達と意見の把握、医療保険、介護保険などの制度の情報収集、協会職能担当課との情報交換などの業務、及び関連する対外活動を行い、職能活動を推進するための委員会を設置する。

(委員会の構成)

### 第4条

職能委員会は、委員長及び委員で構成する。

(委員長)

### 第5条

- 1 委員長は、理事会が一般社団法人福島県理学療法士会社員の中から任免する。
- 2 委員長は、一般社団法人福島県理学療法士会職能委員会運営規程又は理事会の決議した方針に基づいて、委員と共に委員会の職務を遂行する。
- 3 委員長は、一般社団法人福島県理学療法士会職能委員会運営規程に基づいて、委員会事業計画および委員会の予算案を立案し、理事会に報告し、承認を受けなければならない。
- 4 委員長は、担当理事又は理事会に対して定期的に委員会の事業活動報告を行わなければならない。
- 5 委員長は、理事会に承認を受けた委員会事業計画以外に新たな活動を行おうとする場合は、起案書を作成して担当理事に報告し、理事会の承認を得なければならない。
- 6 委員長は、委員会に関する情報を把握し委員への情報伝達と意見の把握を行い、委員会の会務を執行する。

(活動)

### 第6条 職能委員会の活動は、以下に記載する。

- 1 職能に関する情報収集と伝達
- 2 診療・介護報酬関連の情報共有と伝達
- 3 職域拡大に有益と考えられる研修会の開催

#### 4 その他職能に関する活動

(その他)

##### 第7条

旅費・行動費ならび会議費等は、一般社団法人福島県理学療法士会旅費・行動費ならびに会議費規程に準ずる。

##### 附則

- 1 この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。
- 2 この規程は令和元年10月1日より施行する。

## 表彰委員会 運営規程

(目的)

### 第1条

この規程は、一般社団法人福島県理学療法士会定款第52条および一般社団法人福島県理学療法士会定款細則に基づき、表彰委員会の運営に関して必要な事項を定めることを目的とする。

### 第2条

表彰委員会は、理事会で発案し、総会において承認された表彰委員会の設置理由及び方針に基づいて活動する。

(委員会の設置理由)

### 第3条

表彰委員会は、表彰に関する情報を把握し、本会の活動、理学療法の発展のため、会員への情報伝達と意見の把握、顕著な功績があった者への協会賞・公的表彰及び本会功労賞の選考・推薦及び表彰を行い、表彰活動を推進するため、委員会を設置する。

(委員会の構成)

### 第4条

委員会には、委員長及び委員で構成する。

(委員長)

### 第5条

- 1 委員長は、理事会が一般社団法人福島県理学療法士会社員の中から任免する。
- 2 委員長は、一般社団法人福島県理学療法士会表彰委員会運営規程又は理事会の決議した方針に基づいて、委員と共に委員会の職務を遂行する。
- 3 委員長は、一般社団法人福島県理学療法士会表彰委員会運営規程に基づいて、委員会事業計画および委員会の予算案を立案し、理事会に報告し、承認を受けなければならない。
- 4 委員長は、担当理事又は理事会に対して定期的に委員会の事業活動報告を行わなければならない。

(活動)

### 第6条 表彰委員会の活動は、以下に記載する。

- 1 本会が行う功労賞、特別功労賞の推薦
- 2 本会以外の公的ならびに準公的機関の行う表彰への推薦
- 3 その他表彰に関する活動

(その他)

### 第7条

旅費・行動費ならび会議費等は、一般社団法人福島県理学療法士会旅費・行動費ならびに会議費規程に準ずる。

附則

- 1 この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。
- 2 この規程は令和元年10月1日より施行する。

## 活性化委員会 運営規程

(目的)

### 第1条

この規程は、一般社団法人福島県理学療法士会定款第52条および一般社団法人福島県理学療法士会定款細則に基づき、活性化委員会の運営に関して必要な事項を定めることを目的とする。

### 第2条

活性化委員会は、理事会で発案し、総会において承認された活性化委員会の設置理由及び方針に基づいて活動する。

(委員会の設置理由)

### 第3条

活性化委員会は、一般社団法人福島県理学療法士会と会員を活性化するために、組織横断的な活動と後方支援を行う委員会として設置する

(委員会の構成)

### 第4条

活性化委員会は、委員長及び委員で構成する。

(委員長)

### 第5条

- 1 委員長は、理事会が一般社団法人福島県理学療法士会社員の中から任免する。
- 2 委員長は、一般社団法人福島県理学療法士会活性化委員会運営規程又は理事会の決議した方針に基づいて、委員と共に委員会の職務を遂行する。
- 3 委員長は、一般社団法人福島県理学療法士会活性化委員会運営規程に基づいて、委員会事業計画および委員会の予算案を立案し、理事会に報告し、承認を受けなければならない。
- 4 委員長は、担当理事又は理事会に対して定期的に委員会の事業活動報告を行わなければならない。
- 5 委員長は、理事会に承認を受けた委員会事業計画以外に新たな活動を行おうとする場合は、起案書を作成して担当理事に報告し、理事会の承認を得なければならない。
- 6 委員長は、委員会に関する情報を把握し委員への情報伝達と意見の把握を行い、委員会の会務を執行する。

(活動)

### 第6条

活性化委員会の活動は、以下に記載する。

- 1 会員の交流に関する活動
- 2 効果的効率的な県士会組織運営に関する活動支援
- 3 当会の人材発掘に関する活動支援
- 4 その他組織活性化に関する活動

(その他)

#### 第7条

旅費・行動費ならび会議費等は、一般社団法人福島県理学療法士会旅費・行動費ならびに会議費規程に準ずる。

#### 附則

- 1 この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。
- 2 この規程は令和元年10月1日より施行する。



## 訪問リハビリテーション委員会 運営規程

(目的)

### 第1条

この規程は、一般社団法人福島県理学療法士会定款第52条および一般社団法人福島県理学療法士会定款細則に基づき、訪問リハビリテーション委員会の運営に関して必要な事項を定めることを目的とする。

### 第2条

訪問リハビリテーション委員会は、理事会で発案し、総会において承認された訪問リハビリテーション委員会の設置理由及び方針に基づいて活動する。

(委員会の設置理由)

### 第3条

訪問リハビリテーション委員会は、福島県における訪問リハビリテーション推進のため、一般社団法人福島県作業療法士会、一般社団法人福島県言語聴覚士会と共同で設立された福島県訪問リハビリテーション研究会を運営し、訪問リハビリテーション従事者の質の向上および情報交換・親睦活動、訪問リハビリテーションの啓蒙啓発を行うために設置する。

(委員会の構成)

### 第4条

訪問リハビリテーション委員会は、委員長及び委員で構成する。

(委員長)

### 第5条

- 1 委員長は、理事会が一般社団法人福島県理学療法士会社員の中から任免する。
- 2 委員長は、一般社団法人福島県理学療法士会訪問リハビリテーション委員会運営規程又は理事会の決議した方針に基づいて、委員と共に委員会の職務を遂行する。
- 3 委員長は、一般社団法人福島県理学療法士会訪問リハビリテーション委員会運営規程に基づいて、委員会事業計画および委員会の予算案を立案し、理事会に報告し、承認を受けなければならない。
- 4 委員長は、担当理事又は理事会に対して定期的に委員会の事業活動報告を行わなければならない。
- 5 委員長は、理事会に承認を受けた委員会事業計画以外に新たな活動を行おうとする場合は、起案書を作成して担当理事に報告し、理事会の承認を得なければならない。
- 6 委員長は、委員会に関する情報を把握し委員への情報伝達と意見の把握を行い、委員会の会務を執行する。

(活動)

### 第6条

訪問リハビリテーション委員会の活動は、以下に記載する。

- 1 全国訪問リハ地域リーダー会議への参加

- 2 福島県訪問リハビリテーション研究会による福島県訪問リハビリテーション従事者研修会の企画、運営、開催
- 3 その他訪問リハビリテーションに関する活動

(その他)

#### 第7条

旅費・行動費ならび会議費等は、一般社団法人福島県理学療法士会旅費・行動費ならびに会議費規程に準ずる。

#### 附則

- 1 この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。
- 2 この規程は令和元年10月1日より施行する。

## 定款細則審議委員会 運営規程

(目的)

### 第1条

この規程は、一般社団法人福島県理学療法士会定款第52条および一般社団法人福島県理学療法士会定款細則に基づき、定款細則審議委員会の運営に関して必要な事項を定めることを目的とする。

### 第2条

定款細則審議委員会は、理事会で発案し、総会において承認された定款細則委員会の設置理由及び方針に基づいて活動する。

(委員会の設置理由)

### 第3条

定款細則審議委員会は、一般社団法人福島県理学療法士会における法令及び定款の定めに従って、適切な活動運営を行うため、運営及び業務管理に必要な事項、規程を定めるための委員会を設置する。

(委員会の構成)

### 第4条

定款細則審議委員会は、委員長及び委員で構成する。

(委員長)

### 第5条

- 1 委員長は、理事会が一般社団法人福島県理学療法士会社員の中から任免する。
- 2 委員長は、一般社団法人福島県理学療法士会定款細則審議委員会運営規程又は理事会の決議した方針に基づいて、委員と共に委員会の職務を遂行する。
- 3 委員長は、一般社団法人福島県理学療法士会定款細則審議委員会運営規程に基づいて、委員会事業計画および委員会の予算案を立案し、理事会に報告し、承認を受けなければならない。
- 4 委員長は、担当理事又は理事会に対して、定期的に委員会の事業活動報告を行わなければならない。
- 5 委員長は、理事会に承認を受けた委員会事業計画以外に新たな活動を行おうとする場合は、起案書を作成して担当理事に報告し、理事会の承認を得なければならない。
- 6 委員長は、委員会に関する情報を把握し委員への情報伝達と意見の把握を行い、委員会の会務を執行する。

(活動)

### 第6条

定款細則審議委員会の活動は、以下に記載する。

- 1 定款細則および規程の新規作成、改廃の提案
- 2 その他定款細則に関する活動

(その他)

第7条

旅費・行動費ならび会議費等は、一般社団法人福島県理学療法士会旅費・行動費ならびに会議費規程に準ずる。

附則

- 1 この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。
- 2 この規程は令和元年10月1日より施行する。

## 災害支援対策委員会 運営規程

(目的)

### 第1条

この規程は、一般社団法人福島県理学療法士会定款第52条および一般社団法人福島県理学療法士会定款細則に基づき、災害支援対策委員会の運営に関して必要な事項を定めることを目的とする。

### 第2条

災害支援対策委員会は、理事会で発案し、総会において承認された災害支援対策委員会の設置理由及び方針に基づいて活動する。

(委員会の設置理由)

### 第3条

災害支援対策委員会は、一般社団法人福島県理学療法士会における災害支援に関する正確な情報提供や、有事の際に当県士会会員が他県士会や他団体と協力しながら、県民及び他県の災害支援に寄与できる人材育成を行うことを目的として設置する。

(委員会の構成)

### 第4条

災害支援対策委員会は、委員長及び委員で構成する。

(委員長)

### 第5条

- 1 委員長は、理事会が一般社団法人福島県理学療法士会社員の中から任免する。
- 2 委員長は、一般社団法人福島県理学療法士会災害支援対策委員会運営規程又は理事会の決議した方針に基づいて、委員と共に委員会の職務を遂行する。
- 3 委員長は、一般社団法人福島県理学療法士会災害支援対策委員会運営規程に基づいて、委員会事業計画および委員会の予算案を立案し、理事会に報告し、承認を受けなければならない。
- 4 委員長は、担当理事又は理事会に対して定期的に委員会の事業活動報告を行わなければならない。
- 5 委員長は、理事会に承認を受けた委員会事業計画以外に新たな活動を行おうとする場合は、起案書を作成して担当理事に報告し、理事会の承認を得なければならない。
- 6 委員長は、委員会に関する情報を把握し委員への情報伝達と意見の把握を行い、委員会の会務を執行する。

(活動)

### 第6条

災害支援対策委員会の活動は、以下に記載する。

- 1 福島 JRAT として、他県士会との情報共有や研修会開催
- 2 災害派遣福祉チームとして、県主導の研修会への人材派遣と他団体との連携構築
- 3 有事の際の安否確認・会員に対する支援

#### 4 その他災害支援に関する活動

(その他)

##### 第7条

旅費・行動費ならび会議費等は、一般社団法人福島県理学療法士会旅費・行動費ならびに会議費規程に準ずる。

##### 附則

- 1 この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。
- 2 この規程は令和元年10月1日より施行する。

## 政治参加検討委員会 運営規程

(目的)

### 第1条

この規程は、一般社団法人福島県理学療法士会定款第52条および一般社団法人福島県理学療法士会定款細則に基づき、政治参加検討委員会の運営に関して必要な事項を定めることを目的とする。

### 第2条

政治参加検討委員会は、理事会で発案し、総会において承認された政治参加検討委員会の設置理由及び方針に基づいて活動する。

(委員会の設置理由)

### 第3条

政治参加検討委員会は、一般社団法人福島県理学療法士会が考案する政策を実現するため、種々の情報を把握し、会員への情報提供と政治活動を推進するために設置する。

(委員会の構成)

第4条 政治参加検討委員会は、委員長及び委員で構成する。

(委員長)

### 第5条

- 1 委員長は、理事会が一般社団法人福島県理学療法士会社員の中から任免する。
- 2 委員長は、一般社団法人福島県理学療法士会政治参加検討委員会運営規程又は理事会の決議した方針に基づいて、委員と共に委員会の職務を遂行する。
- 3 委員長は、一般社団法人福島県理学療法士会政治参加検討委員会運営規程に基づいて、毎年委員会事業計画および委員会の予算案を立案し、理事会に報告し、承認を受けなければならない。
- 4 委員長は、担当理事又は理事会に対して定期的に委員会の事業活動報告を行わなければならない。
- 5 委員長は、理事会に承認を受けた委員会事業計画以外に新たな活動を行おうとする場合は、起案書を作成して担当理事に報告し、理事会の承認を得なければならない。
- 6 委員長は、委員会に関する情報を把握し委員への情報伝達と意見の把握を行い、委員会の会務を執行する。

(活動)

### 第6条

政治参加検討委員会の活動は、以下に記載する。

- 1 福島県理学療法士会が掲げる政策の協議
- 2 会員への情報伝達と情報共有、意見の把握
- 3 政治活動への抵抗感を減少させる活動
- 4 その他政治参加に関する活動

(その他)

第7条

旅費・行動費ならび会議費等は、一般社団法人福島県理学療法士会旅費・行動費ならびに会議費規程に準ずる。

附則

- 1 この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。
- 2 この規程は令和元年10月1日より施行する。



## 地域包括ケア推進委員会 運営規程

(目的)

### 第1条

この規程は、一般社団法人福島県理学療法士会定款第52条および一般社団法人福島県理学療法士会定款細則に基づき、地域包括ケア推進委員会の運営に関して必要な事項を定めることを目的とする。

### 第2条

地域包括ケア推進委員会は、理事会で発案し、総会において承認された地域包括ケア推進委員会の設置理由及び方針に基づいて活動する。

(委員会の設置理由)

### 第3条

地域包括ケア推進委員会は、一般社団法人福島県理学療法士会における地域包括ケアシステムに関する情報収集と会員への発信をし、地域づくりに参画するための人材育成を担うために委員会を設置する。

(委員会の構成)

### 第4条

地域包括ケア推進委員会は、委員長及び委員で構成する。

(委員長)

### 第5条

- 1 委員長は、理事会が一般社団法人福島県理学療法士会社員の中から任免する。
- 2 委員長は、一般社団法人福島県理学療法士会地域包括ケア推進委員会運営規程又は理事会の決議した方針に基づいて、委員と共に委員会の職務を遂行する。
- 3 委員長は、一般社団法人福島県理学療法士会地域包括ケア推進委員会運営規程に基づいて、委員会事業計画および委員会の予算案を立案し、理事会に報告し承認を受けなければならない。
- 4 委員長は、担当理事又は理事会に対して定期的に委員会の事業活動報告を行わなければならない。
- 5 委員長は、理事会に承認を受けた委員会事業計画以外に新たな活動を行おうとする場合は、起案書を作成して担当理事に報告し、理事会の承認を得なければならない。
- 6 委員長は、委員会に関する情報を把握し委員への情報伝達と意見の把握を行い、委員会の会務を執行する。

(活動)

### 第6条

地域包括ケア推進委員会の活動は、以下に記載する。

- 1 地域包括ケア推進リーダーの育成
- 2 介護予防推進リーダーの育成
- 3 地域ケア会議のための市町村への調整などの活動

- 4 地域包括ケアおよび介護予防に関する諸事の企画・開催・運営等
- 5 その他地域包括ケアに関する活動

(その他)

#### 第7条

旅費・行動費ならび会議費等は、一般社団法人福島県理学療法士会旅費・行動費ならびに会議費規程に準ずる。

#### 附則

- 1 この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。
- 2 この規程は令和元年10月1日より施行する。

## 企画推進委員会 運営規程

(目的)

### 第1条

この規程は、一般社団法人福島県理学療法士会定款第52条および一般社団法人福島県理学療法士会定款細則に基づき、企画推進委員会の運営に関して必要な事項を定めることを目的とする。

### 第2条

企画推進委員会は、理事会で発案し、総会において承認された企画推進委員会の設置理由及び方針に基づいて活動する。

(委員会の設置理由)

### 第3条

企画推進委員会は、一般社団法人福島県理学療法士会における地域医療介護総合確保基金事業をはじめとした補助金事業等に関する情報収集、企画立案、申請、事業の実施などを統括し、事業活動の拡大・発展を推進するために設置される。

(委員会の構成)

### 第4条

企画推進委員会は、委員長及び委員で構成する。

(委員長)

### 第5条

- 1 委員長は、理事会が一般社団法人福島県理学療法士会社員の中から任免する。
- 2 委員長は、一般社団法人福島県理学療法士会企画推進委員会運営規程又は理事会の決議した方針に基づいて、委員と共に委員会の職務を遂行する。
- 3 委員長は、一般社団法人福島県理学療法士会企画推進委員会運営規程に基づいて、委員会事業計画および委員会の予算案を立案し、翌年の理事会に報告し、承認を受けなければならない。
- 4 委員長は、担当理事又は理事会に対して定期的に委員会の事業活動報告を行わなければならない。
- 5 委員長は、理事会に承認を受けた委員会事業計画以外に新たな活動を行おうとする場合は、起案書を作成して担当理事に報告し、理事会の承認を得なければならない。
- 6 委員長は、委員会に関する情報を把握し委員への情報伝達と意見の把握を行い、委員会の会務を執行する。

(活動)

### 第6条

企画推進委員会の活動は、以下に記載する。

- 1 地域医療介護総合確保基金事業に関する活動
- 2 福島県リハビリテーション専門職団体協議会に関する活動協力
- 3 その他企画推進に関する活動

(その他)

#### 第7条

旅費・行動費ならび会議費等は、一般社団法人福島県理学療法士会旅費・行動費ならびに会議費規程に準ずる。

#### 附則

- 1 この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。
- 2 この規程は令和元年10月1日より施行する。

## メディカルサポート委員会 運営規程

(目的)

### 第1条

この規程は、一般社団法人福島県理学療法士会定款第52条および一般社団法人福島県理学療法士会定款細則に基づき、メディカルサポート委員会の運営に関して必要な事項を定めることを目的とする。

### 第2条

メディカルサポート委員会は、理事会で発案し、総会において承認されたメディカルサポート委員会の設置理由及び方針に基づいて活動する。

(委員会の設置理由)

### 第3条

メディカルサポート委員会は、福島県民のスポーツ活動のサポートや障害予防活動、また健康増進に寄与できるよう理学療法士の派遣・調整、育成を推進する目的のため、委員会を設置する。

(委員会の構成)

### 第4条

メディカルサポート委員会は、委員長、副委員長及び委員で構成する。

(委員長)

### 第5条

- 1 委員長は、理事会が一般社団法人福島県理学療法士会社員の中から任免する。
- 2 委員長は、一般社団法人福島県理学療法士会メディカルサポート委員会運営規程又は理事会の決議した方針に基づいて、委員と共に委員会の職務を遂行する。
- 3 委員長は、一般社団法人福島県理学療法士会メディカルサポート委員会運営規程に基づいて、委員会事業計画および委員会の予算案を立案し、理事会に報告し、承認を受けなければならない。
- 4 委員長は、担当理事又は理事会に対して定期的に委員会の事業活動報告を行わなければならない。
- 5 委員長は、理事会に承認を受けた委員会事業計画以外に新たな活動を行おうとする場合は、起案書を作成して担当理事に報告し、理事会の承認を得なければならない。
- 6 委員長は、委員会に関する情報を把握し委員への情報伝達と意見の把握を行い、委員会の会務を執行する。

(活動)

### 第6条

メディカルサポート委員会の活動は、以下に記載する。

- 1 スポーツ活動（野球、バスケ等）のサポートに向けた理学療法士の育成・派遣・調整
- 2 スポーツ障害予防活動や検診、スポーツ現場等への理学療法士の派遣・調整
- 3 一般の福島県民や選手等に対して、講習会やセミナーの企画・運営・開催
- 4 その他メディカルサポート事業に関する活動

(その他)

#### 第7条

旅費・行動費ならび会議費等は、一般社団法人福島県理学療法士会旅費・行動費ならびに会議費規程に準ずる。

#### 附則

- 1 この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。
- 2 この規程は令和2年 9月19日より施行する。

## COVID19 対策委員会 運営規程

### (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人福島県理学療法士会定款第52条および一般社団法人福島県理学療法士会定款細則に基づき、COVID19対策委員会の運営に関して必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 COVID19対策委員会は、理事会で発案し、総会において承認されたCOVID19対策委員会の設置理由及び方針に基づいて活動する。

### (委員会の設置理由)

第3条 COVID19対策委員会は、COVID19感染拡大により生じた会員及び県民に対する課題を集約し、その課題に応じた有益な情報を各方面に情報提供を行う委員会として設置する。

### (委員会の構成)

第4条 COVID19対策委員会は、委員長及び委員で構成する。

### (委員長)

第5条 委員長は、理事会が一般社団法人福島県理学療法士会社員の中から任免する。

- 2 委員長は、一般社団法人福島県理学療法士会 COVID19対策委員会運営規定又は理事会の決議した方針に基づいて、委員と共に委員会の職務を遂行する。
- 3 委員長は、一般社団法人福島県理学療法士会 COVID19対策委員会運営規定に基づいて、委員会事業計画および委員会の予算案を立案し、理事会に報告し、承認を受けなければならない。
- 4 委員長は、担当理事又は理事会に対して定期的に委員会の事業活動報告を行わなければならない。
- 5 委員長は、理事会に承認を受けた委員会事業計画以外に新たな活動を行おうとする場合は、起案書を作成して担当理事に報告し、理事会の承認を得なければならない。
- 6 委員長は、委員会に関する情報を把握し委員への情報伝達と意見の把握を行い、委員会の会務を執行する。

### (活動)

第6条 COVID19対策委員会の活動は、以下に記載する。

- 1) 会員への情報提供
- 2) WEB等ITを用いた研修会などの新たな取り組みの提案
- 3) 県民に対する新たな生活様式へ一助
- 4) その他、COVID19によって生じている課題に対する対応

### (その他)

第7条 旅費・行動費ならび会議費等は、一般社団法人福島県理学療法士会旅費・行動費ならびに会議費規程に準ずる。

- 2 講師謝金等は、一般社団法人福島県理学療法士会、講師謝金規定に準ずる。

附則

- 1 この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。
- 2 この規程は令和2年 9月19日より施行する。